

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年1月15日（平成28年（行情）諮問第19号）

答申日：平成28年7月13日（平成28年度（行情）答申第186号）

事件名：海事代理士試験規程の一部改正に関する学識経験者の選定等に関する
文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

文書1 海事代理士法5条2項の規定に基づく海事代理士試験規程の一部改正に関する学識経験者の選定及び意見聴取について

文書2 海事代理士法5条2項意見聴取に係る回答文書

文書3 海事代理士法5条3項に基づく意見聴取について

文書4 海事代理士法5条3項意見聴取に係る回答文書

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月4日付け国広情第234号により国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立書

第一に、学識経験者の住所、印影及び経歴について、個人に関する情報に該当するとして、非公開となりましたが、これらのうち、住所の一部（都道府県名又は居住する都道府県を管轄する地方運輸局の名称）及び経歴については、明らかにすることが適切であるものと考えます。まず、住所の一部については、海事代理士法施行規則11条により、「法5条2項の規定により、国土交通大臣が意見を徴する者は、それぞれ異なる地方運輸局の管轄区域内に居住する」とされています。したがって、特定の地域に集中するようなことは起こらないようにされておりますが、

どの地方運輸局の方が意見を出すのかということは、それだけ重要な関心事項であるといえます。そして、居住都道府県の名称もしくは居住管轄地方運輸局が明らかにされたとしても、住所地が特定されることにはつながりませんし、問題があるとは言えません。次に、経歴についてですが、今回のケースでは、職業その他が一切明らかにされておられません。海事代理士法5条2項においては、「相当の地位」及び「海事代理士の業務について広い経験を有する」ことが条件とされていますから、この条文からはこれらの5名の方が「相当の地位」及び「海事代理士の業務について広い経験」を有するということになります。したがって、「相当の地位」性についての情報及び「海事代理士の業務についての経験」性についての情報は、試験に関する規程の制定という業務の重要性に鑑み、公開されることが相当の情報ということになります。法5条3項が、これら5名の選定にあたって、各団体の意見を徴することも義務付けられていることや、同条4項において、これら5名の者の意見について海事代理士になるための公正かつ均等な機会を保障するために十分尊重されるべきとしていることから、これら5名の者についての公的な職務としての重要性は明らかであり、それらの重要性に鑑みても、経歴を非公開にされるべきものとはいえず、非公開にすることは認められません。

第二に、「各団体及び代表者の印影」についてですが、各団体の印影を非公開にするという決定のみでは、文字の上に押捺された印影を抹消することによって印影が押された部分に記載されていた文字をも全て抹消することを当然に含意するものとはいえません。この度の開示文書でいえば4番目のものでは印影と重なった氏名や団体名が抹消されていますが、印影があるというだけで重なった氏名や団体名を抹消しなければならない根拠がなんであるのかについて決定書においても説明は全くされておりません。印影というのは印影のみを示しており印影という言葉の定義に氏名や団体名は明らかに含まれません。

したがって、印影を非公開とするというだけでは理由の記載としては不十分であり違法の疑いがあります。部分公開という制度の趣旨からすれば、氏名の上に押された印影について、氏名の漢字まで重なった部分について非公開とすることは、最低限記載しなければならないこと、そして、その理由も、なぜ印影を非公開としただけでは足りず、氏名まで非公開としなければならないのか、分離できない理由など、理由提示義務に従って、示されるべきことになります。

もっとも、印影と重なった文字についてまで印影に追随する形で非公開とされることは、容易には認められないことです。印影というのは様々な場合に押印されます。訂正印の場合は特にそうです。印影が押されているという一事をもって関係する箇所が当然に非公開となることが

万一認められるようになってしまいますと、あえて誤記をして訂正印を押すなどの手法によって文書の大半や開示したくない部分のみ訂正印を押しておくというような手法も採れることになりかねず、情報公開の制度の趣旨を完全に否定する結果をももたらしかねないのです。したがって、印影と文字との関係については、原則的には記載された文字の開示を印影の非公開よりも優先することを大原則とすべきと考えます。この問題は、究極的には情報公開制度の根幹にかかわります。

(2) 意見書

住所について、諮問庁は、「一体的に不開示とすることが適当であり、一部分だけを抽出して開示すべきと言う異議申立人の主張は認められない。」と主張するが、住所については、異なる区域から選定されるという建前からすれば、都道府県名に限り、示されるべきものとする。

何人にも閲覧が認められている全国海事代理士名簿（添付略）において、記載事項として、生年月日、事務所所在地、海事代理士登録年月日といった項目があること、また、学識経験者に海事代理士の者が含まれていることから、少なくとも海事代理士である学識経験者については、開示されるべきである。

印影と重なった氏名や団体名については、「印影を不開示とするうえで、やむを得ない行為」であると諮問庁は主張するが、印影は、誤記した場合にも押されるものであることや、誤記が多数に上る文書の場合、印影が多数押印されることなどからしても、印影が押捺されているとの一事をもって重なる文字をすべて一律に非公開にすることが妥当であるとの主張は相当ではない。とりわけ、不都合な部分を非公開にしたい意図を有する者が、誤記をして多数の訂正印を押捺した場合においては、印影があることによって非公開にしたい部分が法律の趣旨とは無関係に全て非公開にできることとなり、情報公開制度の趣旨が没却されることとなりかねない。したがって、これについて「特段問題のある行為とは考えられない。」という諮問庁の主張は、失当である。印影については、文字と重なっている部分だけでなく全部公開している自治体も多数存在しており、別添論文（添付略）からも明らかであるが、文字と重なっている印影を非公開としている政令指定都市も現在は存在しないようである。このことからしても、文字と重なっている部分に限れば、非公開とする理由はないものといわなければならない。そもそも、印影は、印影の一部のみで偽造することなど物理的に不可能なのであり、たとえ文字と重なっている部分が公開されても、文字と印影は重なっているために、印影の一部が文字によってかき消される形となることから、具体的な印影として取り出すことは不能である。したがって、現在、全ての政令指定都市が、重なり印影を開示している現状にある。

以上より、諮問庁の見解には、理由がないものとする。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てについて

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し以下の文書の開示を求めたものである。

「平成19年度海事代理士試験規程改正における海事代理士法5条2による意見を徴された「五名」についての文書及びその意見についての文書並びに同法同条3による意見についての文書」

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書を特定し、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とする、一部開示決定（原処分）を行った。

(3) これに対し、異議申立人は、原処分を取り消し、非公開部分を開示すべきとして諮問庁に対して本件異議申立てを提起した。

2 異議申立人の主張について

上記第2のとおり。

3 海事代理士について

海事代理士とは、海事代理士法に基づき、他人の委託により、国土交通省の機関等の行政機関に対し、船舶法や船員法などの海事関係諸法令に規定する船舶、船員、海技免状等に関する申請、届出、登記その他の手続きをし、及びこれらの手続に関する書類の作成を業とする者である。

海事代理士になるには、海事代理士試験に合格するか、もしくは行政官庁において十年以上海事に関する事務に従事した者であって、その職務の経歴により海事代理士の業務を行うのに十分な知識を有しているとして国土交通大臣から認定を受け、地方運輸局等に申請を行い、登録を受けることとされている。

また、海事代理士試験の規程の制定については、海事代理士法5条2項により、相当の地位及び海事代理士の業務について広い経験を有する者5名（以下「学識経験者」という。）の意見を徴することとされている。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

異議申立人の上記主張を踏まえ、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 住所及び経歴について

学識経験者は、海事代理士法5条に基づき国土交通大臣より選定された者であり、公正な立場により、試験の規程の制定に関して、意見する者であることから、氏名については開示したが、住所及び経歴については、法5条1号に該当する個人に関する情報であることから不開示としたものである。

異議申立人は、住所の一部（都道府県名）を開示すべきと主張するが、

住所については、前述のとおり、個人に関する情報であり、これらの情報は一体的に不開示とすることが適当であり、一部分だけを抽出して開示すべきと言う異議申立人の主張は認められない。

また、公的な職務としての重要性は明らかであり、経歴は公開されるべきであると主張するが、諮問庁として、経歴を確認したところ、生年月日、学歴及び職歴等の詳細な情報が記載されており、個人情報であるのは明らかであり、公的な職務に従事していたとしても、不開示とすることが妥当であると考えます。

- (2) 印影と重なった氏名や団体名について当該印影は、公にした場合、印影が偽造等により悪用されるおそれがあることから、法5条2号イに該当するため不開示としたものである。当該印影と重なった部分の氏名や団体名が不開示となることは、印影を不開示とする上で、やむを得ない行為であり、この行為は情報公開の開示決定業務において、日常的に実施されているものであり、特段問題のある行為とは考えられない。

5 結論

以上のことから、法5条1号及び同条2号イにより不開示とした原処分は妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年1月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月1日 | 審議 |
| ④ | 同月17日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年5月23日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年6月14日 | 審議 |
| ⑦ | 同年7月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分で不開示とされた部分のうち学識経験者の住所及び経歴（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書を見分すると、文書1は、海事代理士試験規程の一部改正に関して意見を聴取する学識経験者5名の選定とこれらの者に意

見照会する起案文書，文書 2 は，同意見照会に対する学識経験者 5 名からの回答文書，文書 3 は，学識経験者 5 名の選定について 4 団体に意見照会する起案文書，文書 4 は，同意見照会に対する 4 団体からの回答文書であり，本件不開示部分は，別表の 2 の欄に記載のとおり，文書 2 中の学識経験者 2 名作成の回答文書に記載された当該 2 名の住所（以下「本件不開示部分 1」という。），文書 3 中の案文別添 2 に記載された学識経験者 5 名の経歴（叙勲・表彰歴を含む。）（以下「本件不開示部分 2」という。）及び文書 3 中の履歴書 5 枚に記載された学識経験者 5 名の住所及び経歴（以下「本件不開示部分 3」という。）と認められる。

(2) 当審査会事務局職員をして，改めて諮問庁に不開示を維持する理由について確認させたところ，おおむね以下のとおり説明する。

ア 学識経験者の氏名，住所及び経歴は，法 5 条 1 号に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当するところ，学識経験者は海事代理士法 5 条 2 項に基づき国土交通大臣に選定され，海事代理士試験規程の改正に関して公正な立場から意見を述べる者であるから，その氏名については公表慣行があるものと考えて開示した。

イ しかしながら，学識経験者の住所及び経歴（本件不開示部分 1 ないし本件不開示部分 3）は，法 5 条 1 号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」には該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

ウ なお，本件不開示部分 2 には，学識経験者 5 名の経歴のうち主たる役職名と叙勲・表彰歴が記載されているところ，これらの役職名について，国土交通省において公にしたことはない。また，叙勲はその時々の官報に公示され，表彰の事実もその都度国土交通省において記者発表しているが，一般に知り得るのは最近の情報であり，本件不開示部分 2 に記載された 10 年以上前の叙勲・表彰歴については，現時点で公表の実績が確認できないことから，公にされている情報とはいえないと考える。

エ したがって，本件不開示部分 1 ないし本件不開示部分 3 については，法 5 条 1 号の不開示情報に該当するので，原処分は妥当であると考えられる。

(3) 上記諮問庁の説明を踏まえて，以下検討する。

ア 本件不開示部分 1 について

本件不開示部分 1 は，学識経験者 2 名作成の回答文書に記載された当該 2 名の住所であり，当該 2 名の氏名とともに一体として法 5

条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情は認められない。また、当該2名の氏名は原処分で既に開示されていることから、法6条2項の部分開示の余地はない。

よって、本件不開示部分1は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 本件不開示部分2について

本件不開示部分2は、学識経験者選定について4団体に意見照会する案文別添2に記載された学識経験者5名の役職名と叙勲・表彰歴であり、当該5名の氏名とともに一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

諮問庁は、役職名は国土交通省において公にしておらず、叙勲・表彰歴についても、現時点で公にされている情報とはいえない旨説明する。しかしながら、本件不開示部分2は、国土交通大臣が海事代理士法5条3項に基づき意見聴取するに当たり、当該5名が「相当の地位及び海事代理士の業務について広い経験を有する者」（海事代理士法5条2項）に該当するという選定理由を端的に示すため、主たる役職名と叙勲・表彰歴を全国規模の4団体への意見照会文書に記載したものと認められ、かつ、同意見照会に際して併せて送付された履歴書については「※履歴書につきましては、その取扱いに十分ご留意願います。」との留保がされていた一方、役職名及び叙勲・表彰歴についてはこうした留保がされていなかったと認められるから、現時点で過去の公表の実績が確認できないとしても、法5条1号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たるといふべきである。

よって、本件不開示部分2は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

ウ 本件不開示部分3について

本件不開示部分3は、学識経験者5名の履歴書に記載された住所及び経歴であり、当該5名の氏名とともに一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するところ、住所については、上記アと同様に、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情は認められない。また、経歴については、本件不開示部分2とは異なり、学歴、職歴等が詳細に記載されており、同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。さら

に、学識経験者 5 名の氏名は開示されているから、法 6 条 2 項の部分開示の余地はない。

よって、本件不開示部分 3 は、法 5 条 1 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

なお、異議申立人は、文書 4 において、団体の印影と重なっている個人の氏名及び団体名の一部が墨塗りされていることに対する意見を述べているが、これは、開示の実施の方法等に係る内容であり、法 18 条に基づいて諮問すべき事項に当たらないため、当審査会が答申すべき対象であるとは認められない。

4 本件一部不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別表の 3 欄に掲げる部分は同号に該当しないと認められるので、開示すべきであるが、その余の部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第 5 部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表

1 文書	2 本件不開示部分		3
		該当箇所	左のうち開示すべき部分
文書 2	1	学識経験者 2 名作成の回答文書 (1 枚目及び 2 枚目) の住所	なし
文書 3	2	案文別添 2 (5 枚目) の経歴 (叙 勲・表彰歴を含む。)	全て
	3	履歴書 5 枚 (6 枚目ないし 10 枚目) の住所及び経歴	なし